

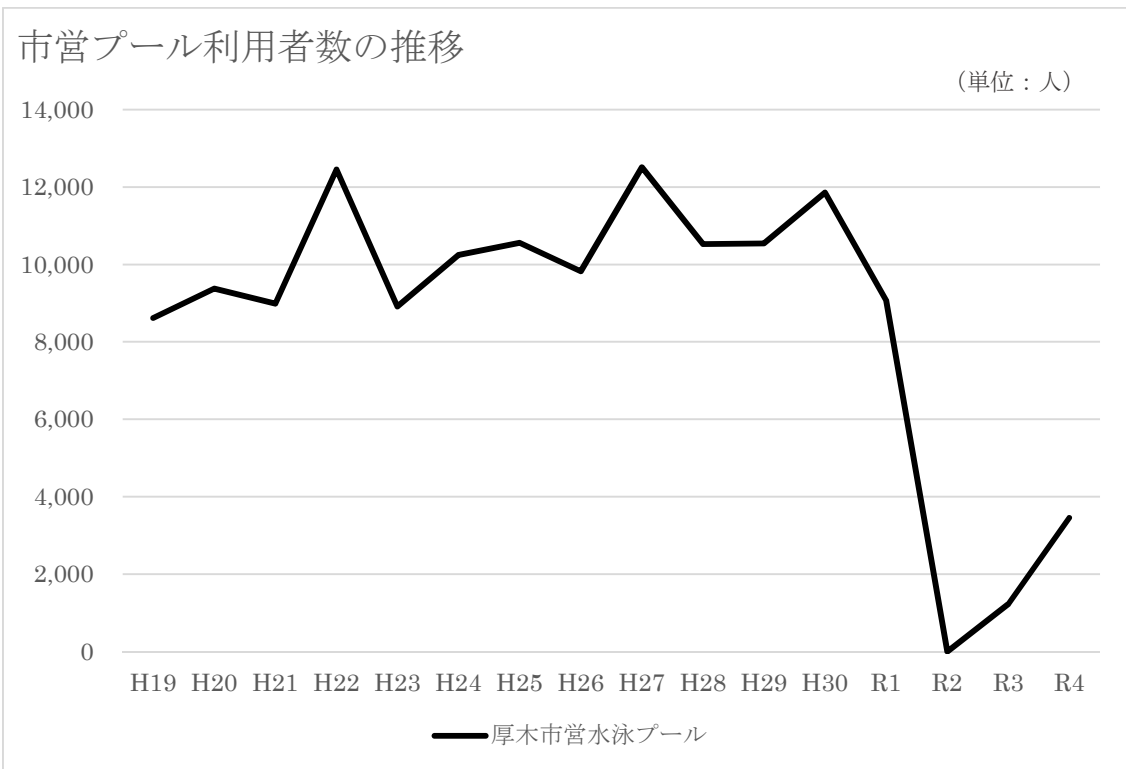
厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例（案）について

1 施設概要

施設名称	厚木市営水泳プール
所在地	厚木市厚木 2289 番地
供用開始年月日	昭和 40 年 7 月 1 日
建築物の概要	・ 延床面積等 管 理 棟 19.80 m ² 木造 更 衣 室 棟 68.50 m ² 木造 機械ポンプ室棟 39.70 m ² 木造 合 計 128.00 m ² ・ 竣工日 昭和 38 年 7 月 15 日（築年数 59 年）
施設全体の面積	水泳プール全体 1,917 m ²
利用時間	午前 9 時 30 分から正午まで 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで 午後 4 時から午後 6 時 30 分まで
開場日	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
施設内容	25 メートルプール 7 コース、幼児用プール
設備	管理棟（事務室、受付）、更衣室、トイレ
使用料	1 回当たり 大人 100 円、小中学生 50 円、幼児無料

2 利用状況

厚木市営水泳プール（以下「市営プール」という。）につきましては、年間1万人前後の方に利用されておりました。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の閉鎖や利用期間の短縮により、利用者が減少しています。



市営プールの利用者数の推移							
H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
8,612	9,379	8,990	12,452	8,915	10,244	10,561	9,826
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
12,508	10,527	10,540	11,854	9,073	0	1,231	3,454

3 施設の現状と廃止理由

市営プールは、屋外プールであるため、毎年7月から8月までの2か月間の限定利用となっています。

現状は、施設の経年劣化による改修が必要ですが、河川区域内の施設であるため大規模な改修や新設には制限があります。

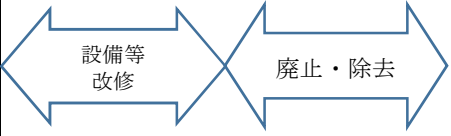
このため、厚木市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、市営プールの目標耐用年数を60年と定め、施設の今後の方向性として、建て替えを行うふれあいプラザに機能を移転し、施設を供用廃止した上で建物を除却すると位置付けており、令和5年度に個別施設計画で定める目標耐用年数の60年を迎えます。

また、市営プールの跡地利用については、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画（平成24年4月策定）」において、多目的広場等の整備が計画されています。

これらのことから、機能を厚木市ふれあいプラザへ移転し、令和5年度の供用利用が終了する令和5年8月31日をもって廃止するものです。

なお、スポーツ施設整備実施計画においても、厚木市ふれあいプラザへ機能を移転し、将来的に廃止することを計画しています。

スポーツ施設整備実施計画（令和3年3月策定）

整備計画	整備の方向性	計画期間					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
施設の廃止	建て替えを計画しているふれあいプラザに機能を移し、集約化を図った上で廃止及び除却を検討						

4 体育施設条例等の一部改正について

厚木市営水泳プールを廃止するに当たり、厚木市営体育施設条例及び厚木市営体育施設条例施行規則の一部改正が必要になります。

なお、厚木市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例において、市営プールを廃止する場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないと定められています。

5 今後のスケジュール

時期	内容
令和5年5月	・教育委員会定例会において条例改正（案）を提案
令和5年6月	・市議会6月定例会議において条例改正（案）を提案
令和5年9月1日	・改正条例施行日（廃止日） ※プールの最終利用 令和5年7月～8月末
令和7年10月～	・プール除却予定